

2011年4月に、「次世代育成支援対策推進法」に則り、「一般事業主行動計画」を策定しましたが、この度計画期間と目標を下記の通り変更いたしました。

株式会社 旺文社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2011年4月1日から2016年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：2011年4月1日の就業規則改定により、小学校就学前の子に対する看護休暇を1年につき12日とし、これを有給で保障する

<対策>

- 2011年4月～ 就業規則改定 社内イントラネットによる社員への周知

⇒2011年4月 目標達成

目標2：計画期間内の子の看護休暇取得促進を実施する

<対策>

- 2011年4月～ 社内イントラネットによる社員への周知
- 2011年6月～ 子の看護休暇や、パパママ育休プラスなどの説明会を実施

目標3：子の誕生休暇の取得促進を実施する

<対策>

- 2014年5月～ 対象者に休暇制度の説明をし、取得促進を行う

目標4：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<対策>

- 2014年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 2014年7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 2014年8月～ 社内イントラネットなどで社員への取得促進を行う

2011年4月1日制定
2014年3月31日変更